

警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十一年一月十八日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県条例第二十三号

警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例

警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例（昭和二十九年六月奈良県条例第二十三号）の一部を次のように改正する。

別表奈良県奈良西警察署の項中「西大寺国見町二丁目」を「西大寺国見町二丁目 西大寺国見町三丁目」に、「横領町 菅原町」を「菅原町 菅原東一丁目 菅原東二丁目」に改める。

附 則

この条例は、平成三十一年一月二十一日から施行する。